

＜膵臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（脳死下）  
の法改正に係る主なご意見

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。
  - (1) 全身性の活動性感染症
  - (2) HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体などが陽性
  - (3) クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
  - (4) 悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）
  
2. 以下の疾患又は状態を伴う場合には、移植の適応を慎重に検討する。
  - (1) 細菌感染を伴う腹部外傷
  - (2) 膵の機能的又は器質的障害
  - (3) 糖尿病の既往
  
3. 年齢：60歳以下が望ましい。  
・年齢について下限を設けるか。

付記 上記の基準は適宜見直されること。